

# 江戸川区の転学相談の流れ

まずは、在籍校において、保護者及び児童・生徒との十分な相談を行います。

転学相談の予約

【区HP掲載の転学相談事前申請  
フォームから申請のうえ電話予約】

学務課相談係  
5 6 6 2 - 1 6 2 7 (直通)



申請フォーム

転学相談の実施  
転学相談票の記入

児童・生徒と保護者の方に学務課に来ていただき  
面談を実施します。保護者の方には「愛の手帳」  
「心理検査結果」「医師診察記録」等をご用意  
いただきます。

特別支援学級等の学級体験

児童・生徒は特別支援学級の学級体験を行います。  
体験の期間は児童・生徒や受け入れ側の特別支援学  
級等の状況、体験の実施時期により異なります。

臨時就学支援委員会の実施

【臨時就学支援委員会】

保護者からの聞き取りや提供された各種資料、在  
籍校から提出された資料、特別支援学級等での体  
験の様子を基に、児童・生徒に最もふさわしい教  
育的対応について審議します。また具体的な今後  
の学びの場について判断を示します。(特別支援  
学校・特別支援学級・通常学級のいずれか)。保  
護者や児童・生徒の同意が得られず判断と異なる  
相談結果となる場合があります。

判断を保護者にお知らせした  
上で保護者の同意を得て転学  
先を決定(場合により転学し  
ないこともあります)

転学(変更)がある場合は転入学通知書を発行

フロー図で示した流れは転学相談の一例です。児童・生徒の状況や相談の時期によってはこのフロー図の通りにはならない場合があります。

\* 児童・生徒の状況により転学手続きにかかる時間には差があります。場合によっては半年以上の時間を要する場合があります。